

資料 5 - 1 振動規制法の特設施設（振動規制法施行令別表第 1）

	金属加工機械
	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ 機械プレス
1	ハ セン断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。）
	ニ 鍛造機
	ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
	木材加工機械
6	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジヨルト式のものに限る。）

資料 5 - 2 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時 ~ 午後 7 時	午後 7 時 ~ 翌午前 8 時
第 1 種区域	6 0 デシベル 以下	5 5 デシベル 以下
第 2 種区域	6 5 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下

備考 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値とする。

資料5 - 3 特定施設に係る届出状況

(平成16年3月31日現在)

施設区分 市町名	特 定 施 設 数											届 事 出 業 工 場 場 数
	金 属 加 工 機 械	圧 縮 機	破 砕 機 等	織 機	コ ン ク リ ー ト	ブ ロ ック マ シ ン 等	木 材 加 工 機 械	印 刷 機 械	ゴ 合 口 ム 成 練 樹 用 脂 機 又 練 は 用	合 成 樹 脂 用	射 出 成 型 機	
川 之 江 市	20	161	0	0	0	6	40	0	11	0	238	51
伊 予 三 島 市	16	215	7	0	0	9	21	0	3	0	271	50
土 居 町	12	19	13	35	3	2	6	0	5	0	95	16
新 居 浜 市	170	195	17	0	3	14	18	3	7	2	429	100
西 条 市	30	238	7	0	11	4	10	0	73	0	373	53
東 予 市	7	46	0	483	6	4	0	0	0	0	546	38
小 松 町	11	17	0	36	3	1	0	0	0	0	68	11
丹 原 町	14	7	0	0	0	0	0	0	0	6	27	6
今 治 市	88	165	2	4,192	4	7	33	0	6	5	4,502	258
重 信 町	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	16	3
伊 予 市	11	64	3	20	0	11	23	0	0	0	132	31
長 浜 町	15	6	1	0	4	17	1	0	0	0	44	27
八 幡 浜 市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
宇 和 島 市	19	42	0	0	8	6	0	0	0	0	75	28
計	414	1,176	65	4,766	42	81	152	3	105	13	6,817	673

資料 5 - 4 振動規制法の特定建設作業（振動規制法施行令別表第 2）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜き機（油圧式くい抜き機を除く。）又はくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業
2	網球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装板破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

資料 5 - 5 特定建設作業の振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準	特定建設作業の敷地境界線において75デシベル以下	
作業禁止時間	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
作業時間	1日 10時間以内	1日 14時間以内
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

備考1 第1号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域。

- (1) 第1種区域。
 - (2) 第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域。
 - (3) 第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域。
- 2 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。
- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定器の80%レンジの上端の数値とする。

資料5 - 6 特定建設作業に係る届出状況

(平成15年度)

作業区分 市町名	くい打機等 1 使用する 作業	網球を使用 2 して破壊す る作業	舗装板破砕 3 機を使用す る作業	ブレーカー 4 使用する 作業	計
川之江市	0	0	0	3	3
伊予三島市	3	0	0	0	3
土居町	0	0	0	0	0
新居浜市	1	0	0	3	4
西条市	3	0	0	3	6
東予市	0	0	0	0	0
小松町	1	0	0	0	1
丹原町	0	0	0	0	0
今治市	13	0	0	19	32
重信町	0	0	0	1	1
伊予市	0	0	0	0	0
長浜町	0	0	0	0	0
八幡浜市	0	0	0	0	0
宇和島市	3	0	0	2	5
計	24	0	0	31	55

資料5 - 7 振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼間	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

資料 5 - 7 振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

備考 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

資料 5 - 8 道路交通振動測定結果

(平成15年度)

道路名	測定地点	測定年月日	規制区域の区分	振動レベル (dB)		要請限度との比較		
				昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
国道11号	西条市大町1038-4	平成16年3月1日～3月3日	1	40	37			
県道壬生川新居浜野田線	西条市朔日市183-1	平成16年2月23日～2月25日	1	35	29			
市道国道朔日市線	西条市大町250-81	平成16年2月25日～2月27日	1	37	27			
県道上分三島線	川之江市妻鳥町1342-1	平成16年3月16日～3月17日	1	34	24			
県道大野原川之江線	川之江市金生町山田井964	平成16年3月23日～3月24日	1	29	24			
県道川之江山田井線	川之江市川之江町2981-1	平成16年3月23日～3月24日	1	33	25			
市道中村山田井線	川之江市妻鳥町531-1	平成16年3月8日～3月9日	1	27	21			
国道11号バイパス	伊予三島市下柏町15-1	平成16年2月24日～2月25日	1	28	25			
県道上猿田三島線	伊予三島市中之庄町668-1	平成16年2月19日～2月20日	1	27	22			
県道大洲長浜線	喜多郡長浜町大字白滝甲214-1	平成15年10月27日～10月28日	1	36	31			
第1種区域：10地点		要請限度達成地点数（小計）				10	10	10
		要請限度達成率（％）						100.0

国道11号	川之江市川之江町4059-9	平成16年3月23日～3月24日	2	29	27			
国道192号	川之江市妻鳥町1173-1	平成16年3月8日～3月9日	2	39	32			
国道11号バイパス	川之江市妻鳥町2033-1	平成16年3月16日～3月17日	2	22	20			
県道川之江大豊線	川之江市上分町693-33	平成16年3月16日～3月17日	2	23	22			
県道金生三島線	川之江市妻鳥町307-1	平成16年3月8日～3月9日	2	28	22			
国道11号	伊予三島市宮川1丁目1-55	平成16年2月26日～2月27日	2	50	34			
国道11号	小松町大字新屋敷甲496	平成15年12月17日～12月18日	2	38	26			
国道378号	喜多郡長浜町大字長浜甲1026-2地先	平成15年10月27日～10月28日	2	38	32			
第2種区域：8地点		要請限度達成地点数（小計）				8	8	8
		要請限度達成率（％）						100.0

要請限度達成地点数	18
全調査地点数	18
道路交通振動の要請限度達成率（％）	100.0